

特殊詐欺被害防止及び闇バイト加担防止動画制作並びにSNS等広告配信業務企画提案募集要領

1 目的及び概要

令和7年度「県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域づくり推進事業」に含まれる、幅広い世代が利用するSNS（YouTube、X（旧：Twitter）、Instagram等）等での被害防止注意喚起の情報発信をする「特殊詐欺被害防止及び闇バイト加担防止動画制作並びにSNS等広告配信業務」を実施するにあたり、より効果的で実効性のある業務を実施可能な業務委託先を選定するため、以下のとおり企画提案を募集します。

2 提案を募集する業務

(1) 業務名

特殊詐欺被害防止及び闇バイト加担防止動画制作並びにSNS等広告配信業務

(2) 業務目的及び内容

別添1「特殊詐欺被害防止及び闇バイト加担防止動画制作並びにSNS等広告配信業務企画提案募集仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和8年3月31日（火）

3 予算概要

2,868,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 本提案募集に関する日程（予定）

令和7年5月21日（水）	募集公告
6月4日（水）17時	質問受付期限
6月11日（水）17時	応募表明期限
6月18日（水）17時	募集期限
6月19日（木）～6月25日（水）	書類審査
7月上旬	審査結果通知
7月中旬以降	契約締結

5 質問・問合せ

- (1) 質問・問合せについては下記「7(3) 提出・問合せ先」まで電子メールにより提出すること。
- (2) 回答については県警HPへ掲載する。ただし、質問が質問者固有の事項については電子メールによる回答とし、県警HPには掲載しない。

6 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 書類提出期限日から契約締結日までの間において、青森県知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。
- (4) NPO法人については、特定非営利活動促進法第29条に基づく事業報告等を提出していること。

7 応募方法等

(1) 応募書類

ア 応募表明書（様式第1号） 1部

イ 企画提案書（様式第2号） 3部

内容については様式任意ですが、次の項目を含むものとします。

(ア) 制作内容

(イ) 具体的な実施方法及びスケジュール

(ウ) 実施体制

(エ) 本提案により特に期待される効果

ウ 価格提案書（様式第3号） 3部

経費の積算がわかる資料を添付してください。

エ 事業者概要書（様式第4号） 1部

(2) 提出方法

郵送又は持参とします。但し、応募表明書にあつては電子メールによる提出も可能です。

(3) 提出・問合せ先

〒030-0801

青森市新町二丁目3-1

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策係

TEL：017-723-4211 E-mail：E10100I@mail.police.pref.aomori.jp

(4) 提出期限

令和7年6月11日（水） 17時 応募表明書提出期限

令和7年6月18日（水） 17時 応募表明書を除く応募書類提出期限

8 審査方法

- (1) 募集期限までに提出された提案について、次の選定基準に基づき総合的に評価し、書類審査により最も高い評価を得た事業者を契約候補者に決定します。

ア 実施内容（目的達成のために効果的で適切な内容となっているか。）

イ 事業の成果目標（期待される成果が十分か。）

ウ 事業の実現性（実施方法、スケジュール、実施体制及び経費積算が妥当なものであるか。）

エ 事業の公共性（県の施策と合致し県の委託事業としてふさわしい内容となっているか。）

(2) 選定結果について、採否を問わず提案者に対して書面により通知します。

9 契約方法

青森県警察本部は、本提案における最優秀提案者と企画提案の内容を基に業務の履行に必要な詳細について協議の上、調整が整った場合に予算概要の範囲内において随意契約の手続を行います。従って、企画提案の内容について一部変更することがあります。

なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の提案者と協議を行うことがあります。

10 留意事項

- (1) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提案書等提出に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (3) 本業務に係る企画提案協議に関する説明会はありません。
- (4) 提案書提出後の修正、再提出は原則として認めません。
- (5) 提案内容に含まれる著作権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属しますが、提出した書類は返却致しません。
- (7) 提案内容は全て提案価格に反映させて下さい（別途費用を要する等の内容は不可とします。）。また、仕様書に記載のない項目については追加提案事項として評価しますが、係る費用は提案価格に反映させておいて下さい。
- (8) 提出期限を過ぎて書類を提出した場合、提出書類に虚偽の記載をした場合、審査の公平性に影響を与える行為があった場合及び青森県警察本部の指示した事項に違反した場合は失格となります。